

「会社情報適時開示ガイドブック」の改訂内容

内容	改訂箇所
<p><u>少数株主の賛成割合等の開示</u> （2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用）</p> <p>➤ 以下のとおり、40%以上の議決権を保有する大株主を有する上場会社を対象とした適時開示事由を追加し、開示事項及び開示・記載上の注意を記載しています。</p> <p>「① 少数株主の賛成割合等の開示」 株主総会において取締役の選任議案（会社提案議案に限る。）が決議された場合に、各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成割合等を、遅滞なく開示するものです。</p> <p>「② 少数株主の賛成割合等を踏まえた対応の進捗の開示」 少数株主の賛成割合が50%を超えない選任議案があった場合に、株主総会の日翌日から起算して6か月以内に、少数株主の賛成割合等を踏まえた対応の進捗について開示するものです。</p>	<p>（新設） 【第2編第5章 5. 少数株主の賛成割合等の開示】</p>
<p><u>早期事業再生法の施行に伴う適時開示事由の追加・削除</u></p> <p>➤ 「早期事業再生法に基づく権利変更決議の成立」を発生事実として適時開示事由に追加し、開示事項及び開示・記載上の注意等を記載しています。 （2026年12月11日から適用）</p>	<p>（新設） 【第2編第2章 14. 早期事業再生法に基づく権利変更決議の成立】、 【第2編第6章〔2〕 11. 子会社等における早期事業再生法に基づく権利変更決議の成立】</p>
<p>➤ 特定調停法に基づく調停についても、当該調停が成立した時点で発生事実として開示を行うことに見直し（※）、決定事実の適時開示事由のうち「特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て」は削除します。 （2026年7月10日から適用）</p> <p>※ 見直し後は、発生事実「債務免除等の金融支援」の開示項目で開示を行うことが必要となります。</p>	<p>（削除） 【第2編第1章 30. 特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て】、 【第2編第6章〔1〕 15. 子会社等における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て】</p>

※ 上記の適時開示事由の更新に伴い、対応するT D n e tの公開項目を追加・削除します（2027年3月を目途にシステム対応を実施する予定です）。

※ 「独立役員の独立性基準・開示の見直し」（2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用）については、コーポレートガバナンス・コードの改訂（本年7月目途）を踏まえて別途作成する「会社情報適時開示ガイドブック（全文版）」において反映する予定です。

「会社情報適時開示ガイドブック」(改訂箇所抜粋)

(新設する項目を抜粋して掲載しています。)

目 次

(頁)

第2編第2章 上場会社の発生事実

1 4. 早期事業再生法に基づく権利変更決議の成立 . . . 1

第2編第5章 その他の情報

5. 少数株主の賛成割合等の開示 . . . 3

第2編第6章 子会社等の情報

〔2〕子会社等の発生事実

1 1. 子会社等における早期事業再生法に基づく権利変更決議の成立 . . . 6

- ⑤ 早期事業再生手続の実施を決定した旨を開示した場合には、その後、権利変更決議が成立又は不成立となった時点でも「開示事項の経過」として開示してください。
- ⑥ 子会社等において早期事業再生法に基づく権利変更決議が成立した場合には、「子会社等における早期事業再生法に基づく権利変更決議の成立」として開示が必要です。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 早期事業再生手続を実施するに至った経緯

b. 権利変更の概要

- ・ 権利変更の内容、対象となる金銭債務の総額、関係権利者の名称等を記載する。

c. 早期事業再生計画の概要

- ・ 資産及び負債並びに収入及び支出の見込みや、早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項を含めて記載する。

d. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容(権利変更決議の成立に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容)及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 権利変更決議の成立に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は権利変更決議の成立による業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、権利変更決議の成立による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

5. 少数株主の賛成割合等の開示

※ 本項目の開示は、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から義務付けられるものです。

(1) 上場規程に基づく開示義務

40%以上の議決権を保有する大株主を有する上場会社は、株主総会において取締役の選任議案（会社提案議案に限る。）が決議された場合は、各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成割合等を、遅滞なく開示することが義務付けられています。

また、少数株主の賛成割合が50%を超えない選任議案があった場合は、株主総会の日翌日から起算して6か月以内に、少数株主の賛成割合等を踏まえた対応の進捗について開示することが義務付けられています。

【上場規程第411条の2】

【40%以上の議決権を保有する大株主の定義について】

次の①、②又は③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 親会社
- ② その他の関係会社で、上場会社の議決権の40%以上を保有する者
- ③ 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者（④⑤）が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の40%以上を占めている者
 - ④ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）
 - ⑤ 当該主要株主及び④が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

※ ②に該当するかどうかを判断するに際して、議決権割合は、その他の関係会社が直接所有している議決権割合と、間接所有分（上場会社が関連会社であるとの判定において、会計基準に基づき合算対象となった者の所有分）の議決権割合とを合わせて計算してください。

【少数株主の定義について】

上場会社の株主のうち、上記①、②、③、④及び⑤を除いた者をいう。

【施行規則第413条】

【任意で本項目の開示を行うことが適切なケースについて】

40%以上の議決権を保有する大株主を有しない場合であっても、以下のように、実態として40%以上を保有すると考えられる株主が存在するなど、任意で本項目の開示を行うことが適切なケースもあると考えられます。株主との関係性や投資家との対話も踏まえ、各社の状況に応じて開示を行うことを検討してください。

- 上記①又は②には該当しないものの、株主が直接所有している議決権と、当該株主が実質的に支配していると考えられるグループ企業が所有している議決権とを合わせると40%以上を占めている場合
- 主要株主には該当しないものの、当該株主が直接所有している議決権と、当該株主の近親者や資産管理会社が所有している議決権とを合わせると40%以上を占めている場合
- 上記③には該当しないものの、資産管理会社が主要株主であって、当該資産管理会社が直接所有している議決権と、当該資産管理会社の議決権の過半数を保有する者及びその近親者が所有している議決権とを合わせると40%以上を占めている場合

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

- ② 株主総会の基準日時点で40%以上の議決権を保有する大株主を有する場合に開示を行ってください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 少数株主の賛成割合等の開示

開示事項	開示・記載上の注意
○ 開示資料の表題	・ 表題は「少数株主の賛成割合等について」とする。
1. 株主総会の開催年月日	
2. 取締役選任議案（会社提案議案に限る）に対する少数株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数、賛成割合	<p>・ すべての取締役候補者について、氏名及び少数株主の賛成、反対、棄権の議決権の数並びに賛成割合を記載する。</p> <p>※ 「賛成割合」の計算方法（母数や賛成、反対、棄権等の取扱い）については、臨時報告書における取扱いを参考とします。例えば、臨時報告書においては、事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権を集計した結果、議案の可決要件を充足する場合には、出席株主の議決権数の一部を集計しない取扱いが実務上行われています。これを踏まえ、少数株主の賛成割合についても、50%を超えることが判明している場合には、以下の方法により計算することが考えられます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>算式 $(A \div B) \times 100 (\%)$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 少数株主による事前行使分及び集計対象とした当日出席の少数株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の数</p> <p>B 株主総会に出席した少数株主の議決権の数（株主総会前日までの事前行使分及び当日出席したすべての少数株主分）</p> </div>
3. 少数株主から除外した株主の概要	<p>・ 40%以上の議決権を保有する大株主について、商号又は名称、上場会社との関係、議決権割合（合算対象分を含む。）を記載する。</p> <p>・ 合算対象分が存在する場合には、合算対象とした株主についても、その概要（商号又は名称、上場会社との関係、議決権割合）がわかるように記載する。</p> <p>※ 合算対象分の議決権割合の記載において、【40%以上の議決権を保有する大株主の定義について】の①及び②では間接所有分（上場会社が子会社又は関連会社であるとの判定において、会計基準に基づき合算対象となった者の所有分）の議決権割合を記載してください。また、③では合算対象となる者（④⑤）の所有する議決権割合を記載してください。</p> <p>※ 【40%以上の議決権を保有する大株主の定義について】の④又は⑤について、例えば、主要株主の近親者の個別の氏名や議決権割合の記載が難しい場合には、近親者の続柄及び人数を記載したうえで、合計した議決権割合を記載することも考えられます。</p> <p>・ 【任意で本項目の開示を行うことが適切なケースについて】を踏まえて、任意に合算対象とした株主が存在する場合には、当該株主の議決権割合も合算対象分に含めるとともに、当該株主の概要（商号又は名称、上場会社との関係、議決権割合）がわかるように記載する。</p>
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
[少数株主の50%を超える賛成票を得られなかった選任議案が存在する場合] ・ 少数株主の反対理由の把握に向けた対応方針	<p>・ 取締役会として、少数株主の反対理由の把握のためにどのような対応を行うか（株主との対話の方針等）を記載する。</p> <p>※ 少数株主から得られた意見を翌年以降の株主総会に適切に反映することも念頭に、適切なタイミングで対話を実施することが望まれます。</p> <p>※ 賛成割合が50%超であっても、例えば主要な機関投資家（スチュワードシップ・コードを遵守する機関投資家等）の賛成割合が50%以下である場合などについては、任意に開示することが適切なケースもあると考えられます。各社の状況や投資家との対話を踏まえ、当該対応の適否を検討してください。</p>

② 少数株主の賛成割合等を踏まえた対応の進捗の開示

開示事項	開示・記載上の注意
○ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> 表題は「少数株主の賛成割合等を踏まえた対応の進捗について」とする。
1. 少数株主の反対理由の把握に向けた対応方針の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会として、少数株主の反対理由の把握のために講じた対応の内容を記載する。 ※ 株主との対話の実施状況については、対話を実施した株主の概要、時期、対応者等を可能な範囲で具体的に記載してください。
2. 少数株主から得られた反対理由の概要	<ul style="list-style-type: none"> 少数株主から得られた反対理由について、その概要（提起された主要な論点や改善点等）を可能な範囲で具体的に記載する。
3. 上記2. を踏まえた追加的な施策の必要性、施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 上記2. を踏まえて、取締役会として追加的な施策を講じるかどうか（講じない場合にはその理由）、施策の内容（実施時期を含む）を記載する。 既に追加的な施策を実施している場合には、その実施状況についても記載する。 ※ 例えば、少数株主の反対理由が個別の候補者への懸念のみならず、取締役の選任基準やプロセス自体にある場合には、翌年以降の定時株主総会に向けて、取締役の選任基準や選任プロセスの見直しを検討することが考えられます。 ※ 例えば、少数株主の反対理由が企業価値向上や資本効率の観点から示されている場合には、資本コストや株価を意識した経営をどのように推進していくか、また、現状の経営体制や株主構成が自社の中長期的な企業価値向上の観点から最適であるかについて、あらためて取締役会において検討し、開示することが期待されます。
<ul style="list-style-type: none"> その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	

資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、これに加えて、親子間の債権債務関係及び当該子会社等の株式の評価額を記載してください。

また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。